

# 青森県報

第三千八百四十四号

平成二十六年  
五月十九日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	(健康福祉課) …… 一
生活保護法による医療機関の指定……………	(同) …… 一
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………	(同) …… 一
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………	(同) …… 二
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………	(高齢福祉課) …… 二
中小・中堅企業賃上げ・一時金要求・受結調査の実施……………	(労政・能力開発課) …… 二
道路の区域の変更……………	(道路課) …… 三
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………	(県民生活文化課) …… 三
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………	(環境保全課) …… 三
県営土地改良事業計画の決定……………	(農村整備課) …… 四
右 同……………	(同) …… 四
右 同……………	(同) …… 四
開発行為に関する工事の完了……………	(建築住宅課) …… 五
人事委員会	
人事委員会規則一四〇(県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則……………	(職員課) …… 五

## 告 示

青森県告示第四百五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
竹内調剤薬局	十和田市西十二番町一一の二六	平成二六・二二六

青森県告示第四百六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
竹内調剤薬局	十和田市西十二番町一一の二六	平成二六・三一

青森県告示第四百七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平

成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。)(第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
竹内調剤薬局	十和田市西十二番町二の一六	平成六・二・二六

青森県告示第四百八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。)(第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
竹内調剤薬局	十和田市西十二番町二の一六	平成六・三・一

青森県告示第四百九号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十六年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	指定居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業を行う事業所	年月日定
株式会社グー	八戸市新井田西三丁目一八の四	ケアプランセンター	平成六・三・一
三井住友銀行	八戸市新井田西三丁目一八の四	リバーサイド	

青森県告示第四百十号

中小・中堅企業賃上げ・一時金要求・受結調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例(平成二十一年三月青森県条例第十二号)第三条の規定により告示する。

平成二十六年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 調査の目的
 

県内の民間中小・中堅企業の賃金実態を明らかにし、安定した労使関係の構築のための基礎資料を得ることを目的とする。
- 二 調査対象の範囲
 

県内全域の従業員三百人以下の民間企業等の労働組合
- 三 報告を求めるとする事項及びその基準となる期日
 

1 報告を求めるとする事項は、次に掲げる事項とする。

  - (一) 従業員数、業種、所定内給与額
  - (二) 賃上げ・一時金要求の有無
  - (三) 賃上げ・一時金の要求日、要求額
  - (四) 賃上げ・一時金の受結日、受結額
  - (五) 一時金の受結時期
- 2 報告を求めるとする基準となる期日は、調査実施年の要求・受結時期とする。
- 四 報告を求めるとする者

平成二十五年度の労働組合基礎調査で把握している従業員数三百人未満の民間企業労働組合二百二十二組合とする。

五 報告を求めるために用いる方法

調査票の送付及び記入済調査票の回収を郵送により行う郵送調査とする。

六 報告を求める期間

平成二十六年五月十九日から同月三十日までとする。

青森県告示第四百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり

図面 番号	道路 種類の	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県 道	権現崎線	北津軽郡中泊町大字小泊字尾崎道一六八の一地从先から 北津軽郡中泊町大字小泊字尾崎道七八の三まで 北津軽郡中泊町大字小泊字尾崎道七八の二から 北津軽郡中泊町大字小泊字尾崎道七八の三まで	前 後	一・〇〇メートルから 五三・三〇メートルまで 二四・〇〇メートルから 三一・〇〇メートルまで	九六九・〇〇メートル 六五・〇〇メートル	

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十六年五月二日

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十六年六月十八日まで青森県国土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人尾上蔵保存利活用促進会

三 代表者の氏名  
山口 憲一

四 主たる事務所の所在地  
平川市金屋中松元八八の一

五 定款に記載された目的

この法人は、町内外の住民に対して、尾上に存在する蔵保存と利活用の促進、蔵所有者はじめ地域住民の意識高揚、農村景観の維持発展及び地域資源の保全と創造、グリーン・ツーリズム事業推進及び地域農業再構築や食文化の創造等をテーマとした情報発信事業等を行い、農業と農村のもつ豊かさ、農村文化の漂う町づくり、ひいては農業・農村活性化に寄与することを目的とする。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令

第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

平成二十六年年度県境廃棄物浸出水処理施設運転・維持管理業務一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県環境生活部環境保全課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十六年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

クボタ環境サービス株式会社東北支店

宮城県仙台市青葉区本町二丁目一五の一

六 契約金額

一億五百三十万円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、磯

松地区の県営土地改良事業(経営体育成基盤整備事業)計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十六年五月二十日から同年六月十六日まで

三 縦覧の場所

五所川原市役所

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、西津軽地区の県営土地改良事業(農村災害対策整備事業(農業用排水施設整備))計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十六年五月二十日から同年六月十六日まで

三 縦覧の場所

つがる市役所

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、鰯ヶ沢堰地区の県営土地改良事業(農業用河川工作物応急対策事業)計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十六年五月二十日から同年六月十六日まで

三 縦覧の場所

鱒ヶ沢町役場

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成二十六年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
三戸郡南部町大字下名久井字白山八七の八、八七の六から八七の九まで、八の九、八の八、八の七、八の六、八の五、八の四、八の三、八の二、八の一、九の二、九の一、一〇の二、一〇の一、一一の二、一一の一、一二の二、一二の一、一三の二、一三の一、一四の二、一四の一、一五の二、一五の一、一六の二、一六の一、一七の二、一七の一、一八の二、一八の一、一九の二、一九の一、二〇の二、二〇の一、二一の二、二一の一、二二の二、二二の一、二三の二、二三の一、二四の二、二四の一、二五の二、二五の一、二六の二、二六の一、二七の二、二七の一	三戸郡南部町大字苦米地字下宿三三の南部町

### 人事委員会

人事委員会規則一四（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年五月十九日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則一四 ○（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則一四 ○（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表知事部局の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、第九号の前に次のように加える。

八 行政経営管理課	イ グループマネージャー（行政改革に関する事務又は青森県庁舎管理規則（昭和四十二年四月青森県規則第十一号）に関する事務を担当するものに限る。） ロ 総括主幹（青森県庁舎管理規則に関する事務を担当するものに限る。）
ハ 主幹（ロの事務を担当するものに限る。）	ニ 主査（ロの事務を担当するものに限る。）
ホ 守衛長	

別表第一号の表知事部局の項中第十号及び第十一号を削り、第十二号を第十号とし、同表教育庁の項第四号中「各課共通」を「各課等共通」に改め、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 室長（課に置く室に置くものを除く。）

別表第一号の表人事委員会事務局の項第五号中「主幹」の下に「（庶務事務を主として担当するものを除く。）」を加える。

三 支所長

別表第二号の表食肉衛生検査所の項に次の一号を加える。  
を次のように改める。

あすなる療育福祉センター	所長
さわらび療育福祉センター	所長

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭